



平成30年11月28日

各 位

会社名 株式会社 高知 銀行
代表者名 取締役頭取 森 下 勝 彦
(コード番号 8416 東証第一部)
問合せ先 経営統括部長 吉村 卓浩
(TEL. 088-822-9311)

「指名報酬委員会」設置に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」の設置を決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 委員会設置の目的

取締役、監査役及び執行役員の指名並びに取締役及び執行役員の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化しコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置することといたしました。

2. 委員会の主な役割

取締役会の諮問機関として以下の事項等を審議し答申します。

- (1) 取締役・監査役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 執行役員の選任・解任に関する事項
- (5) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (6) 取締役・監査役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- (7) 取締役・執行役員の報酬に関する事項

※執行役員制度の導入時期は平成31年4月1日としております。

3. 委員会の構成

「指名報酬委員会」は、取締役会決議により選定された4名以上の取締役・監査役で構成し、その過半数を独立社外役員とします。また、委員長は社外取締役が務めるものとします。

4. 設置日

平成30年11月28日

以 上